

## SAGA2024国スポ・全障スポ ウェルスポエリア売店等設置運営要項

### 1 目的

この要項は、SAGA2024国スポ・全障スポ おもてなし広場基本計画に基づき、SAGA2024 実行委員会事務局（以下「県実行委員会」という。）が設置するウェルスポエリア等に出店する売店等について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所及び設置期間

#### (1) ウェルスポエリア

##### ア 開・閉会式会場（国スポ・全障スポ共通）

①設置場所 SAGAサンライズパーク及びその周辺

②設置期間

##### 【国スポ】

協賛・物販エリア : 令和6（2024）年10月5日（土）～10月15日（火）（11日間）  
 スポーツEXPEエリア : 令和6（2024）年10月5日（土）・10月15日（火）（2日間）  
 フードエリア : 令和6（2024）年10月5日（土）・10月15日（火）（2日間）  
 アスリートエリア : 令和6（2024）年10月5日（土）・10月15日（火）（2日間）

##### 【全障スポ】

協賛・物販エリア : 令和6（2024）年10月26日（土）～10月28日（月）（3日間）  
 スポーツEXPEエリア : 令和6（2024）年10月26日（土）・10月28日（月）（2日間）  
 フードエリア : 令和6（2024）年10月26日（土）～10月28日（月）（3日間）  
 アスリートエリア : 令和6（2024）年10月26日（土）～10月28日（月）（3日間）

#### イ 各競技会場（全障スポ）11市町12会場

設置場所	設置期間（運営日）		
	全障スポ期間		
	10/26(土)	10/27(日)	10/28(月)
鹿島市陸上競技場 (アーチェリー【身】/鹿島市)	—	○	—
基山町総合体育館 基山町民会館 (卓球【身・知・精】(サントテーブルテニス【身】を含む)/基山町)	○	○	—
伊万里市国見台陸上競技場 (フライングディスク【身・知】/伊万里市)	○	○	○
ボウルアーガス (ボウリング【知】/佐賀市)	○	○	—

U-Spo (嬉野市中央体育館) (ボッチャ【身】／嬉野市)	○	○	—
唐津市鎮西スポーツセンター体育館 (バスケットボール【知】／唐津市)	○	○	—
唐津市文化体育館 (車いすバスケットボール【身】／唐津市)	○	○	—
太良町 B&G 海洋センター運動広場 (ソフトボール【知】／太良町)	○	○	—
上峰町中央公園多目的広場 (フットサル【身】／上峰町)	○	○	—
白石町総合運動場(白石中央公園多目的広場) (グラントフトボール【身】／白石町)	○	○	—
サロンプラス®アリーナ (バレーボール【知】／鳥栖市) 駅前不動産スタジアム (鳥栖スタジアム) 鳥栖市陸上競技場 (サッカー【知】／鳥栖市)	○	○	○
小城市芦刈文化体育館 (バレーボール【精】／小城市)	○	○	—

(2) ドリンク売店

設置場所	設置期間 (運営日)			
	国体開会式	国体閉会式	大会開会式	大会閉会式
	10/5(土)	10/15(火)	10/26(土)	10/28(月)
SAGAサンライズパーク内の指定場所 (佐賀市)	○	○	○	○

### 3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前10時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会は、必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

### 4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) SAGA 2024 関連グッズ (SAGA 2024 のロゴ、ピクトグラム等のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。)
- (2) 食品・飲料

取り扱う食品・飲料は以下のものとし、佐賀県の魅力をアピールするために可能な限り佐賀県産の食材又は佐賀県で製造された食品を使用すること。また、酒類の提供も可とする。

ア 簡易な調理を行う食品・飲料

提供直前に加熱処理を行うもの、既製食品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもの）を盛り付けたもの、かき氷、ディッシャーによるアイスクリーム、ソフトクリームフリーザーによるソフトクリーム

イ 調理加工を行わない食品・飲料

既製食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法に基づく適正な表示がなされているもの

- (3) 佐賀県の特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品及びサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品及びサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 佐賀県内市町政のPR（ただし、佐賀県内市町の情報を発信するものに限る。）
- (12) 県内の障害福祉団体、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等の製品及び活動PR
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したのものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

## 5 出店者の条件

売店等に出店し、営業しようとする者（以下「出店希望者」という。）は、次の全ての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、佐賀県暴力団排除条例（平成23年10月3日佐賀県条例第28号）の主旨に従い、実施することとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 県内に法人の本店所在地を有する者又は個人にあつては県内に住民票の住所地がある者
- イ 「4 取扱商品及びサービス」の(1)、(2)及び(3)のいずれかを製造又は販売している者
- ウ JAPAN GAMES パートナー及びオフィシャルスポンサー
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本パラスポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ 行政機関
- ク 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等
- ケ 県内の学校
- コ その他県実行委員会が特に認める者

(2) 出店申請書の提出日時点において、県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。

- (4) 反社会的勢力に従業員等として使用、又は雇用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供又は便宜の供与をしていないこと。
- (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 原則として、「2 設置場所及び設置期間」に定める各設置期間を通して出店できること。
- (8) 売店等出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得たこと。

## 6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店希望者については、「5 出店者の条件」と併せて、次の条件を満たす者とする。なお、食品を販売する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健福祉事務所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受け、又は営業場所を管轄する保健福祉事務所に営業許可申請を行っている者
- (2) 食品衛生関係法令に基づく届出を必要とする営業にあつては、届出を行っている者
- (3) 国スポ開会式及び全障スポ開会式日において、式典弁当を注文した選手等に県実行委員会が配布するクーポンに対応した、簡易な食品（売価 100 円程度分）を提供できる者（当該提供に係る経費は県実行委員会の負担とする。）

## 7 出店料

- (1) 物品の販売及びサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 国スポ・全障スポ 開・閉会式会場ウェルスポエリア

設置期間（運営日）		出店料 （1小間・1日当たり）	「1小間」の定義
国スポ	<協賛・物販エリア> 令和6（2024）年10月5日（土）～15日（火）	5,250 円	テント（間口4m×奥行4m） <u>1張</u>
	<フードエリア> 令和6（2024）年10月5日（土）・15日（火）		キッチンカー <u>1台</u>
	<アスリートエリア> 令和6（2024）年10月5日（土）・15日（火）		テント（間口5.4m×奥行3.6m） <u>1/2張</u> 、又はキッチンカー <u>1台</u>
全障スポ	<協賛・物販エリア> 令和6（2024）年10月26日（土）～28日（月）		テント（間口4m×奥行4m） <u>1張</u>
	<フードエリア> 令和6（2024）年10月26日（土）～28日（月）		キッチンカー <u>1台</u>
	<アスリートエリア> 令和6（2024）年10月26日（土）～28日（月）		テント（間口5.4m×奥行3.6m） <u>1/2張</u> 、又はキッチンカー <u>1台</u>

イ 全障スポ 各競技会場ウェルスポエリア

設置期間（運営日）	出店料 （1小間・1日当たり）	「1小間」の定義
令和6（2024）年10月26日（土）～10月28日（月） （各競技会場の運営日は、上記2（1）イのとおり）	2,625 円	テント（間口 5.4m×奥行 3.6m） <u>1/2 張</u>

※1 2小間以上の出店料は、上記出店料×小間数とする。

（例：アスリートエリアに2小間で5日間出店→5,250円×2小間×5日=52,500円）

※2 出店料には電源1.5kwまでの電気使用料を含むものとし、これを超える電気使用については、1.5kwごとに1,000円を追加で徴収する。

なお、使用できる電源の上限は、アの開・閉会式会場（SAGAサンライズパーク）については4.5kwまでとし、イの各競技会場については、全体の電力容量を鑑みて県実行委員会が決定する。

※3 県実行委員会は、上記の出店料をアスリート支援に活用することとする。

ウ ドリンク売店

設置期間（運営日）	出店料（1箇所）
国スポ開会式：令和6（2024）年10月5日（土）	5,250 円
国スポ閉会式：令和6（2024）年10月15日（火）	
全障スポ開会式：令和6（2024）年10月26日（土）	
全障スポ閉会式：令和6（2024）年10月28日（月）	

（2）次に該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 日本スポーツ協会
- イ 日本パラスポーツ協会
- ウ 大会特別協賛企業
- エ 行政機関
- オ 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等
- カ 県内の学校
- キ その他県実行委員会が特に認める者

（3）JAPAN GAMES パートナー及びオフィシャルスポンサーは、SAGA2024国スポ・全障スポ企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売及びサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

（4）荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部又は一部について売店の営業を行うことができなかった場合、県実行委員会は、出店料の全部又は一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

（5）売店等の運営に要する費用は、出店者が負担するものとする。

## 8 設置備品

県実行委員会が準備する1小間当たりの設置備品は、次のとおりとする。

### (1) SAGA2024国スポ・全障スポ 開・閉会式会場ウェルスポエリア

#### ア 協賛・物販エリア

- (ア) テント（間口4m×奥行4m）：1張
- (イ) テント横幕：4枚
- (ウ) 長机：6台
- (エ) パイプイス：6脚
- (オ) 吊看板（出店者名）：1枚
- (カ) 電源：2口コンセント（100V・使用電力1.5kw以内）
- (キ) 照明：1本

※給排水設備なし

#### イ アスリートエリア

- (ア) テント（間口5.4m×奥行3.6m）：1/2張
- (イ) テント横幕：4枚（1張で4枚）
- (ウ) 長机：3台
- (エ) パイプイス：3脚
- (オ) 吊看板（出店者名）：1枚
- (カ) 電源：2口コンセント（100V・使用電力1.5kw以内）
- (キ) 照明：1本

※給排水設備なし

### (2) 各競技会場ウェルスポエリア

各競技会場における売店等の設置備品は、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

### (3) ドリンク売店

テーブル、パイプイス、どぶづけ、ポリタンク等の備品は、県実行委員会が準備する。その他必要な備品については、出店者と県実行委員会が協議を行った上で決定する。

## 9 出店の場所

売店等の出店場所（ブース位置）は、県実行委員会が指定するものとする。

## 10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）又は所管保健福祉事務所等の收受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店責任者及び従業員の本人確認書類（写）

例：免許証、パスポートなど顔写真付きのもの （マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること）

- (4) 持込み機器等調査票（別紙2）

- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

## 11 出店者の選定及び出店許可書の交付

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、「5 出店者の条件」及び「6 食品を販売する出店者の条件」を満たすことを確認、及び調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス及び営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は、出店を許可する際、「7 出店料」の(2)及び(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店料の返還を求めすることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

## 12 許可の取り消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (3) 保健福祉事務所からの指導に従わなかったとき。
- (4) その他県実行委員会が売店等の管理運営において不相当と認めるとき。

## 13 保健福祉事務所への届出等

- (1) 食品を販売する出店者は、SAGA2024食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）に基づき検便検査を受けるものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可したときは、食品衛生要領に定める必要な計画書等を取りまとめることとする。

## 14 設置基準

- (1) 全売店等共通
  - 「8 設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (2) 食品を販売する売店等
  - ア 食品衛生要領の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、必要な設備を設置すること。

- イ 現場で簡易な調理を行う場合は、営業許可施設基準に従い、蛇口付きポリタンク等の手洗い設備を設置すること。
- ウ 食品衛生関係法令等の基準に従い、容器包装により汚染防止の措置を取り、取り扱う食品及び販売数量に見合った十分な陳列、保管又は冷蔵設備を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。

## 15 管理責任

売店等における販売品、陳列設備及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

## 16 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること、又は売店等の管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (3) SAGA2024開・閉会式関連会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持込み、又は、同要綱で定める禁止行為を行うこと。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (4) 商品を不当な価格で販売すること。
- (5) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (6) 拡声器又は音響器具類を使用すること。
- (7) 危険物を販売すること。
- (8) 許可された商品以外のものを販売すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす行為をすること。

## 17 出店者及び従業員の遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること。
- (2) 別途交付する売店等出店許可書を、店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付される通行許可証を、指示された位置に掲げること。
- (4) 従業員は、県実行委員会が発行するADカード等を着用し、服装は、清潔なものを着用すること。
- (5) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう、必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるよう、親切丁寧を心がけること。
- (7) 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 各売店等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミ（販売した飲食の使い捨て容器を含む。）は各出店者が持ち帰り、処分すること。
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあつては、消火器等の設置による防火対策を講じること。
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講じること。



- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健福祉事務所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 出店申請後に従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類（上記10（3）のとおり）を添付すること。
- (16) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- (17) 売店等監督員及び県実行委員会の指示に従うこと。

## 18 売店等監督員及び売店等責任者

### (1) 売店等監督員

- ア 県実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、売店等監督員を置くものとする。
- イ 売店等監督員は現地を巡回し、売店等の管理運営について指導するものとする。

### (2) 売店等責任者

- ア 出店者は、当該従業員のうちから売店等責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
- イ 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店等にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店等監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

## 19 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

## 20 事故等の処理

売店等内で事故等が発生したときは、売店等責任者は直ちに売店等監督員に報告し、売店等監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともに、その指示に従い事故処理に当たるものとする。

## 21 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

## 22 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など、県実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

きない。

### **23 原状回復**

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店等監督員の検査を受けなければならない。

### **24 その他**

この要項について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、県実行委員会が関係者と協議の上、定めるものとする。

### **附 則**

この要項は、令和5（2023）年11月17日から施行する。